

青少年によい環境を

長野市青少年保護育成条例の概要



長野市教育委員会

長野市青少年保護育成条例の概要

この条例は、青少年（※1）の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある環境や行為から青少年を保護することを目的としています。

これは、青少年をとりまく社会環境のうち、青少年が健やかに成長する上で害になるおそれのある要因を排除するとともに、青少年を相手方として行われる行為のうち、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、これらのものから青少年を保護していこうというものです。

（平成14年9月27日公布、平成15年4月1日施行）

（※1 この条例では、小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者をいう。）

市の責務

第4条

長野市は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護する施策を策定し、実施します。

また、市民による青少年の健全な育成に関する活動を支援します。

市民の責務

第5条

市民一人ひとりが、青少年の健全育成の重要性を認識し、相互に連携して、健全育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護するとともに、青少年のために良い環境が保たれるよう努めなければなりません。

また、保護者（※2）は、青少年を健全に育成する責任があることを深く自覚し、温かい環境の中で保護し、教育するよう努めなければなりません。

（※2 この条例では、親権者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。）

有害図書類の指定及び販売等の禁止

第6条①

市長は、著しく粗暴性や残虐性を助長したり、はなはだしく性的感情を刺激したりして、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類（※3）を有害図書として指定することができます（個別指定）。

また、次のいずれか（※4）に該当する図書類は、有害図書類として指定があったものとみなします（包括指定）。

何人も、有害図書類を青少年に販売し、読ませ、見せ、聴かせたりなど、してはなりません。

違反 → 20万円以下の罰金



※3 この条例では、書籍、雑誌、文書、図画、音盤（録音テープを含む）、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、DVD、CD-ROM、その他映像又は音声記録されているものをいう。

※4 ◆書籍や雑誌で、全裸、半裸、又はこれらに近い状態での卑わいな姿態、性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真や描写した絵で、規制に定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ）の数が20ページ以上、又はページ総数の5分の1以上を占めるもの

◆卑わいな姿態等を被写体とした写真で規則に定めるもの

◆カード、チラシその他これらに類する印刷物であって、卑わいな姿態等を被写体とした写真や描写した絵で、規則に定めるものが印刷されているもの

◆フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、DVD、CD-ROM、その他映像が記録されているもので、卑わいな姿態等を描写した場面で、規則に定めるものが合わせて3分を超えるもの、又は当該場面の数が20場面以上若しくは総場面数の3分の1以上を占めるもの

店舗などでの有害図書類の 陳列方法の制限

第6条②

有害図書類を店舗内で販売や貸付けをする場合は、他の図書類と区分して容易に監視できる場所や青少年の目に付かない場所に陳列し、その場所には青少年が購入できないなどの掲示をしなければなりません。

違反 → 市長の命令等（勧告→命令）
→ 従わなければ10万円以下の罰金

図書類自動販売機等の 設置の届出等

第7条

自動販売機や自動貸出機で図書類の販売や貸付けをしようとする者は、営業開始の15日前までに、市長にその旨を届け出なければなりません。

また、届出に係る事項に変更があったとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その日から15日以内に、市長にその旨を届け出なければなりません。

違反 → 10万円以下の罰金

有害図書類の 自動販売機等への収納の禁止等

第8条

有害図書類を自動販売機等に収納してはなりません。

また、現に収納されている図書類が有害図書類となったときは、直ちに自動販売機等から撤去しなければなりません。

違反 → 30万円以下の罰金

興行の観覧の自主規制等

第9条

何人も、映画や演劇などで、その内容が著しく粗暴性や残虐性を助長したり、はなはだしく性的感情を刺激して、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものについては、青少年に観覧させないように努めなければなりません。

広告物の掲出の制限

第10条

青少年の粗暴性や残虐性を著しく助長したり、性的感情をはなはだしく刺激して、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる広告物を掲出してはなりません。

違反 → 市長の措置命令
→ 従わなければ20万円以下の罰金

質受け、買受けの制限

第11条

質屋や古物商等は、保護者の委託を受けたり、同意を得たと認められる場合以外は、青少年から物品や有価証券を質にとって金銭を貸し付けたり、古物（書籍を除く）などを買い受けたりしてはなりません。

違反 → 20万円以下の罰金

場所の提供及び周旋の禁止

第12条

何人も、青少年が、淫行（みだらな性行為）、わいせつ行為、飲酒、喫煙、暴力行為、とばく行為、麻薬・覚せい剤・大麻を使用する行為、シンナー遊びなどの行為をしたり、青少年に対してこれらの行為が行われることを知りながら、場所（※5）の提供や周旋をしてはなりません。

違反 → 50万円以下の罰金

※5 有償、無償を問わず、自己の占有する場所を利用させることをいい、ホテル、旅館、喫茶店、飲食店、ゲームコーナー、カラオケボックス等の営業所のほか、アパート、下宿、自宅、空き家等も含まれる。

危険物所持の禁止

第13条

何人も、青少年に危険ながん具類や器具類（学用品を除く）を所持させてはなりません。

深夜外出の注意義務

第14条

保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）にその監護に係る青少年が外出する場合には、自らが同行するか、成年者に同行してもらうよう努めなければなりません。

自動販売機による販売の自主規制

第15条

学校や教育機関の周辺では、自動販売機で避妊用具やはなはだしく性的感情を刺激する物品を販売しないよう努めなければなりません。

立入調査等

第17条

市長は、この条例の施行に必要な限度において、立入調査や関係者に資料の提出を求めることができます。

違反 → 調査の拒絶、虚偽の陳述や資料を提出した場合
→ 10万円以下の罰金

～気軽に愛の声かけを～

- 1 声かけは笑顔のあいさつから
- 2 声かけから心が通い合う
- 3 同じ目線で安心感
- 4 聴いて共感、ふれ合いのスタート
- 5 お説教は逆効果
- 6 ユーモアは心をひらく潤滑油
- 7 店内でもマナーに気を配り
- 8 場所や人数を考えて声かけを
- 9 指導は安全に配慮して
- 10 さようならは互いに気持ち良く

長野市少年育成センター

(長野市教育委員会 家庭・地域学びの課)

TEL 026-228-8547 FAX 026-224-0109

相談専用ダイヤル 026-228-8588

長野市少年育成センターの主な活動

1 巡回指導活動

- 住民自治協議会関係者、学校少年育成委員、少年育成センター職員などにより、中心市街地や市内各地の巡回指導を行います。
- 地域からの要請により、巡回指導に関する支援や助言を行います。

2 環境浄化活動

- 長野市青少年保護育成条例に基づき、青少年に悪影響を及ぼす有害な環境について、巡回指導や立入調査を行い、確認、改善の指導などを行います。

3 少年相談活動

- 本人や家庭、学校、地域などから、電話や来所により、青少年の悩みや非行・被害、生活上の問題などに係る相談を受け付けています。

4 広報・啓発活動

- 青少年健全育成活動に係る取り組み、情報などを掲載した「育成センターだより」を発行しています(市のホームページにも掲載しています)。
- インターネットやSNS等に起因する青少年による犯罪や被害を防止するため、地域・学校などの関係者を対象とした出前講座を行っています。
- PTAの方など、市民の皆さんに巡回指導を体験していただく「一日少年育成委員」を行っています。